

特定非営利活動法人エフエムなとりの入会について

(会員の種別)

- (1) 正会員 名取市に在住若しくは在勤の個人又は名取市に事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体であって、この法人の定款第3条の目的に賛同して、入会の可否は理事会で決定する。
 - (2) 賛助会員 正会員以外の個人、法人又は団体であって、この法人事業を賛助するために入会したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、名取市域外の個人、法人又は団体であっても、理事会の決議によって入会を認められたものは、この限りでない。

(入会手続)

この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人、法人又は団体は、入会申込書に必要事項を記入し、この法人の理事長に提出する。

- 2 名取市域外の個人、法人又は団体であって、この法人の正会員又は賛助会員になろうとするものは、入会申込書に必要事項を記入し、この法人の理事長に提出するほか、その他必要な書類を求められたときにはその書類を提出しなければならない。
- 3 この法人への入会の可否は、次に掲げる基準を基に決定する。
 - (1) 入会申込書又は添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けている者ではないこと。
 - (2) 成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (3) 禁固以上の刑に処せられその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年以上経過していない者ではないこと。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員及びこれと密接な関係を有する者ではないこと。
 - (5) 入会申込書及び関係書類等から、会員としてふさわしいものと認められる個人、法人又は団体であること。

(会員名簿)

入会者に関する個人情報法に基づき作成する会員名簿によって管理するものとする。

- 2 前項の規定による入会者に関する個人情報は、会員の種別ごとに会員名簿に登録する。
- 3 会員名簿に登録された個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱うものとする。

(入会金及び会費)

入会金及び会費の金額及び納期並びに減免に関する扱いについては、総会の決議により定める会費等に関する規程によるものとする。

(退会)

会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。